

令和4年3月5日

利用者 各位

川越町立児童館 館長

川越町立児童館における川越町外の方の利用自粛の解除について（お知らせ）

日頃より児童館の運営に格別の理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、川越町立児童館では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和4年1月17日から川越町外の皆様には児童館の利用自粛のお願いをしていたところですが、「まん延防止等重点措置」の解除を受け、令和4年3月6日（日）をもって川越町外の方の利用自粛についても解除しますのでご案内いたします。

今後も引き続き、皆様が安心して児童館を利用できるよう感染防止対策に努めてまいりますので、利用者の皆様におかれましても来館に当たっては、マスク着用、健康状態の確認、検温、手指消毒などにご協力をお願いします。

また、下記に該当する地域にお住まいの方（ただし、川越町にお住まいの方を除きます。）におかれましては、引き続きその期間中は児童館の利用を自粛していただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、
 - 「緊急事態宣言」が発出された地域にお住まいの方
 - 「まん延防止等重点措置」が適用された地域にお住まいの方
- 三重県内の新型コロナウイルス感染症の感染者増加等に伴い
 - 三重県独自の「感染拡大阻止宣言」や「緊急警戒宣言」が発出された場合

お問い合わせ

川越町子ども家庭課	059-366-7130
川越町つばめ児童館	059-361-5636
川越町おひさま児童館	059-361-1070